



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 第14次改正 食品表示基準Q&A
- B【シリーズ】 食品表示案内 第21講 第1～第4段
: 有機食品の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 遺伝子組換え表示について(食品表示基準Q&Aの改正)
- D【コーナー】 各種検定対策: 景品表示法の設問を解く

◆第14次改正 食品表示基準Q&Aについて (令和4年6月15日消食表第243号)

主たる改正内容: 魚介類の名称のガイドライン

適用: 令和4年6月15日

＜別添 魚介類の名称のガイドラインの新設事項＞

■「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日消食表第140号)の別添「魚介類の名称のガイドライン」は、水産物の名称の表示方法の考え方を示しています。エビやカニなどの甲殻類の名称について、分類学的研究の進展による名称の変更などを踏まえ、今回改正されました。

■近年、新たな魚種の輸入・流通の拡大、分類学的研究の発展による名称の変更など、魚介類の名称をめぐる状況が変化していることを受け、魚介類のうち魚類については、令和元年7月から検討を行い、令和2年に所要の改正を行いました。さらに、甲殻類については、令和3年9月から検討を行い、令和4年に所要の改正を行いました(基準Q&A(生鮮-11))。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第21講 有機食品の表示について

第1段 食品農産物の定義

有機加工食品は有機農産物、有機畜産物の原材料を基準以上使用した食品です。

そこで、有機加工食品の原材料となる有機農産物からご説明します。



(1)有機農業推進法において「**有機農業**」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定められています。化学的合成肥料、農薬、遺伝子組換えしないことが基本です。有機農業はSDGsに貢献し、2030年には国内の取組面積を1%、週1回以上有機食品を利用する消費者の割合を25%とする目標を掲げています。

(2)**有機農産物**とは、化学的合成肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場（圃場：農産物を育てる場所のこと）において、

①周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること

②は種（播種：種まきのこと）又は植付け前2年以上**化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと**

③**組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと**

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

※続きはPage 2-2～8（会員）で記載しています。

■ 令和5年4月1日以降、遺伝子組換え表示の一部変更に伴い、第13次改正で食品表示基準Q&Aが改正されています（令和4年3月30日 消食表第130号）。
遺伝子組換え表示に関する改正・新設されたQ&Aについて解説します。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例*6>

「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」
「大豆（分別生産流通管理済み）」
「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等

施行前でもこの表示は可能です。
表示の早期切替えに御協力ください。

*6 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」
等の表示が可能

※ 解説はPage 3-2～6（会員）で記載しています。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから抜粋

■ 2018年度 消費生活相談員資格試験の景品表示法の設問を解く

2. 次の文章の[]に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 景品表示法が制定される重要な契機となったのは、1960(昭和35)年に発生した[ア]であった。本件のような行為は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法の一類型である[イ]に該当するとして規制されることになった。

その後、より有効な規制を求める世論の高まりを受け、[ア]のような[ウ]については、当時一般消費者の利益を害するとして問題とされていた[エ]とともに、迅速な規制を可能とするため、1962(昭和37)年、独占禁止法の特例として景品表示法が制定されるに至った。

② 1971(昭和46)年当時、ジュースの表示について、景品表示法に基づき公正取引委員会の認定を受けた果汁飲料等の表示に関する[オ]では、果汁含有量が5%未満ないし無果汁の場合もその旨の表示をせずに、「合成着色飲料」等と表示すれば足りるとされていた。そこで、[カ]及びその代表が、公正取引委員会に対し不服申立てを行ったところ、公正取引委員会は不服申立ての資格なしとする審決を下した。その後、[カ]らが審決取消訴訟を提起したが、最高裁は、1978(昭和53)年、不服申立てには[キ]の侵害が必要であるところ、一般消費者が受ける利益は公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益にすぎないとして、訴えを退けた。

一方、公正取引委員会においては、1973(昭和48)年、新たに、無果汁の清涼飲料水等の表示に関する[ク]を定め、5%未満ないし無果汁の場合でその旨の表示がない場合に[ウ]となることを明記し、現在の景品表示法に引き継がれている。その後、景品表示法の所管は、2009(平成21)年、公正取引委員会から[ケ]に移され、目的規定から[コ]の文言が削除された。

【語群】

- | | | | | | |
|----------------------|-------------------|-------------|-------------------|--------------------|-----------|
| 1. 有利誤認表示 | 2. 公正な競争 | 3. 過大な景品類提供 | 4. 主婦連合会 | 5. 不当な顧客誘引 | 6. ニセ牛缶事件 |
| 7. 一般消費者の自主的かつ合理的な選択 | 8. 競争者に対する不当な取引妨害 | 9. 不当な取引制限 | 10. 命令 | | |
| 11. 自由な競争 | 12. 法律上の利益 | 13. 公正競争規約 | 14. 不当な表示 | 15. カラーテレビ二重価格表示問題 | |
| 16. 告示 | 17. 消費者庁 | 18. 公共の福祉 | 19. 全国地域婦人団体連絡協議会 | 20. 消費者委員会 | |

※ 解説はPage 4-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 6月号】

不安を抱いている人は何を望んでいるのだろうか。自分の力が及ばないものなにかを望んでいるのであれば、さらに不安を抱くことがあるだろうか。及ばないものの区別が分かっているならば、妨げられることもなく不安を抱くこともないだろう。
(エピクテトス「人生談義 不安を抱くことについて」(國方訳)) (もりをゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。